



パート社会保険の扶養ってなくなるの？

夫の扶養の範囲内で働きたいとお考えの方は、2024年10月からは、従業員数51人以上の会社から月額賃金が8万8000円（年収106万円）を超えると扶養をはずされて社会保険の対象になります。  
したがって、扶養の範囲以内で働き続けたい場合は、月額8万8000円以内（年収106万円）以内に抑えなければいけません。

※現在の扶養の条件

- ① 配偶者の社会保険要件を満たすこと（103万円の壁が重要、月給108,333円）
- ② 勤務先での社会保険に入らないこと

《参考資料》

2016年10月～	2022年10月～	2024年10月～
従業員数500人（501人以上）超規模	従業員100人超（101人）規模	従業員50人超（51人以上）
週の所定労働時間20時間以上	週の所定労働時間20時間以上	週の所定労働時間20時間以上
雇用期間が1年以上見込まれる	雇用期間が2か月以上見込まれる	雇用期間が2か月以上見込まれる
賃金月額8.8万円（年収106万円以上） ⇔106万円の壁	賃金月額8.8万円（年収106万円以上） ⇔106万円の壁	賃金月額8.8万円（年収106万円以上） ⇔106万円の壁

※2016年9月までは「130万円の壁」と言われていました。

**2025年以降は大改正となるかも？**

- \* 週20時間未満でも社会保険加入⇒労働時間要件撤廃
- \* 106万円の壁⇒65万円、70万円に検討中
- \* 従業員100人超⇒企業規模要件撤廃
- \* フリーランス・請負型の労働者も加入へ

※厚生労働省…被保険者保険適用拡大についての資料より検討されている内容を元とされ推測しています。

政府は今後パートの社会保険扶養はほぼなくす方針？かもしれません。  
今後も改革がおこる可能性が大きいと思われます。自分たちの将来設計図として、ライフイベントを考え費用について、どう準備するのがよいか、未来について考えてみませんか？

LPAは組合員の「暮らしの安心・安全を守るお手伝いをしています。

**【お問い合わせ】 エフコープ 組合員活動部 LPA活動事務局**

TEL: 092-947-9003 FAX: 092-947-9192



二次元コードより  
バックナンバーが  
ご覧いただけます。